

ID: 123

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	大河原町にぎわいプラザ条例 第7条第3項ただし書		
例規番号	平成30年条例第27号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び大河原町にぎわいプラザ管理規則第9条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者からは、別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、第4条の許可を受ける際に納入しなければならない。ただし、別表(2)に係る使用料は使用後に納入するものとする。</p> <p>3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めによりにぎわいルームが使用することができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、その限りではない。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第9条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料を返還する場合は、次に掲げる割合に応じて既に徴収した使用料を返還するものとする。</p> <p>(1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用できなかった場合 10割</p> <p>(2) 使用者が使用しようとする日の7日前までに使用の取消しを申し出た場合 5割</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書により町長に申請しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日